

資料2

令和8年1月9日開催
熊本県保健医療推進協議会
資料

第8次保健医療計画の取組状況

令和8年（2026年）1月
熊本県健康福祉部

目 次

■ 施策の柱	P 1
--------	-----

■ 施策の柱ごとの取組状況

【施策の柱 1】生涯を通じた健康づくり	P 2～4
---------------------	-------

- (1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- (2) 生活機能の維持・向上
- (3) 社会環境の質の向上

【施策の柱 2】地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供	P 5～22
---------------------------------	--------

- (1) 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進
- (2) 疾病に応じた保健医療施策の推進
- (3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

【施策の柱 3】地域の保健医療を支える人材の確保・育成	P 23～27
-----------------------------	---------

【施策の柱 4】地域における健康危機への対応	P 28～31
------------------------	---------

- (1) 健康危機管理に関する体制
- (2) 感染症への対策
- (3) 食品、医薬品等の安全対策

県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための 持続可能な保健医療体制の構築

施策
の柱

項
目

生涯を通じた 健康づくり

- ①生活習慣病の発症予防
と重症化予防
 - ・より良い生活習慣の形成、
生活習慣の改善
 - ・生活習慣病の早期発見・
対策
- ②生活機能の維持・向上
- ③社会環境の質の向上

地域でいつまでも安心して 暮らせる保健医療の提供

- ①住民・患者の立場に立った保健医療
施策の推進
 - ・医療機能の適切な分化と連携
 - ・外来医療に係る医療提供体制の確保
(外来医療計画)
 - ・医療情報の提供・ネットワーク化
 - ・医療安全対策
 - ・人権に配慮した保健医療
 - ・移植医療 ・血液の確保
- ②疾病に応じた保健医療施策の推進
 - ・がん ・脳卒中
 - ・心筋梗塞等の心血管疾患
 - ・糖尿病 ・精神疾患
 - ・認知症 ・難病
 - ・アレルギー疾患
- ③特定の課題に応じた保健医療
施策の推進
 - ・在宅医療 ・救急医療 ・災害医療
 - ・新興感染症発生・まん延時における
医療 ・へき地の医療 ・周産期医療
 - ・小児医療 ・歯科保健医療・母子保健
 - ・高齢者保健医療福祉（介護保険含む）
 - ・障がい保健医療福祉

地域の保健医療を支える 人材の確保・育成

- ①医師（医師確保計画）
- ②歯科医師
- ③薬剤師（薬剤師確保計画）
- ④保健師・助産師・
看護師・准看護師
- ⑤管理栄養士・栄養士
- ⑥歯科衛生士・歯科技工士
- ⑦その他の保健医療従事者
- ⑧介護・福祉従事者

地域における 健康危機への対応

- ①健康危機管理に
関する体制
- ②感染症への対策
 - ・感染症対策の推進
 - ・結核
 - ・エイズ・性感染症・肝炎
- ③食品・医薬品等の
安全対策
 - ・食中毒・食品安全
 - ・医薬品等の安全対策

(1)生活習慣病の発症予防と重症化予防

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3 (指標進捗) 関連ページ ※以下同じ
①より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善	・「熊本県民食生活指針」を活用し、健康食生活・食育に関する普及啓発を実施。 ・「くまもとスマートライフアプリ」を活用したウォーキングキャンペーンや健康イベントを開催。 (アプリ登録数 41,593人 R7.3月末現在)。 ・運動の日常化、習慣化を図る「1学校1チャレンジ」の取組を実施し、小中学生の運動の促進及び好事例の情報発信を実施。 ・小中学校・高等学校・特別支援学校等の担当者を対象に、食育、喫煙・飲酒防止教育に関する研修を実施。	・関係機関・団体と連携し、あらゆる機会を活用し「熊本県民食生活指針」を推進するための食育活動を展開。 ・適度な運動を推進するための啓発を行うとともに、くまもとスマートライフアプリ等の活用促進を図り、企業や市町村等あらゆる世代が適度な運動に取り組める環境整備を実施。 ・児童生徒の運動の促進に向け、好事例の情報発信を継続。 ・教職員の指導力向上に向け、20歳未満の喫煙や飲酒防止に関する啓発活動を継続。	P2 ~3
②生活習慣病の早期発見・対策	・県の様々な広報媒体を活用し、健診受診の重要性、受診率向上のための啓発等を実施。 ・効率的・効果的な保健指導を実施できるよう、保健指導従事者の資質向上を目的とした研修会を実施。 ・みなし健診(市町村国保)に係る診療情報提供事業について、県内統一のシステムでの広域化が円滑に進むよう、県医師会、熊本県国民健康保険団体連合会との協議・検討を継続、連携強化を推進。	・特定健診実施率向上に向けて、様々な広報媒体を活用した啓発、二次保健医療圏ごとの会議や保険者協議会等において課題の共有や課題解決に向けた対策を検討。 ・関係機関・団体と連携し、医療との連携促進に向けた検討を継続し、保健医療連携体制の強化を推進。	P3

(資料3 「第8次保健医療計画の評価指標進捗状況」から抜粋。なお、調査対象年度ではない等の理由で現状値がないものを除く。※以下同じ)

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
①	より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善	2	2	2	①肥満傾向児の割合 ⑨むし歯のない3歳児の割合
②	生活習慣病の早期発見・対策	3	0	0	①特定健康診査の実施率 ②特定保健指導の実施率 ③メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

(2)生活機能の維持・向上

令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
・県保健所や関係機関と連携し、高齢者の低栄養・フレイル予防のための食を通じた健康づくりについて啓発を実施。 ・地域リハビリテーションや通所型サービスCの取組を紹介するDVDやフレイル予防のパンフレットを市町村や地域包括支援センターへ配布し、普及啓発を実施。また、「くまもとの通いの場」の県ホームページ情報を更新。 ・介護予防対象者及び要介護者のQOL向上を目的に、歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士・介護職等を対象に、口腔機能の維持・向上に寄与する人材を養成。	・あらゆる機会を活用し高齢者の低栄養・フレイル予防のための取組を推進。 ・住民主体の「通いの場」の普及拡大を支援するなど、地域におけるフレイル予防の観点を踏まえた介護予防の取組への支援を継続。 ・地域の介護予防事業を担う歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士・介護職等の人材育成を継続し、多職種の協力体制を強化。	P4

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
(2)	生活機能の維持・向上	0	0	1	—

施策の柱

1 生涯を通じた健康づくり

(3) 社会環境の質の向上

令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
- 健康づくり県民運動を盛り上げるためのロゴやスローガンを活用した周知・啓発を実施。 - 健康づくり県民会議において優良団体の表彰や事例発表を実施。併せて、「くまもと健康づくり県民フォーラム」を開催し、健康セミナーを実施するとともに、健康ブースを設置。(R7年11月開催)。 「くま食健康マイスター店」(197店舗 R7.3月末時点)及び「ブルーサークルメニュー」を提供する飲食店(32店舗、62メニュー R7.3月末時点)の拡充及び県民への啓発を実施。 - 働く世代へのアプローチ強化として、くまもとスマートライフアプリ等を活用し、健康づくりに関する取組やイベント情報等に関する情報発信を実施。	- 県内企業・団体等と連携を図りながら、県民の生活習慣を改善し、健康寿命を延ばすため「健康づくり県民運動」を強化。 - 働く世代の県民が健康に配慮した食事を入手しやすいよう、「くま食健康マイスター店」の拡充や情報発信の強化を図るとともに、民間企業等と連携した野菜くまもり運動やくま塩ヘルシー運動の更なる充実強化。 - 引き続き、くまもとスマートライフアプリ等のICTを活用した健康情報の提供を推進。	P4

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
(3)	社会環境の質の向上	3	0	0	①「くま食健康マイスター店」指定数 ③「健康経営優良法人認定」事業所数 ④くまもとスマートライフプロジェクト応援団登録数

(1) 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
①医療機能の適切な分化と連携	・在宅医療連携体制検討協議会や5疾病等に係る医療検討推進会議、県及び各圏域の地域医療構想調整会議等において、医療機関の役割分担や連携強化について協議。	・左記の会議等において、より一層の医療機関の役割分担の促進や医療機関間の連携強化に向けた協議を継続。	—
②外来医療に係る医療提供体制の確保	・県及び各圏域の地域医療構想調整会議における協議により、19医療機関を紹介受診重点医療機関として選定。 ・地域の実情を踏まえ、合計81人の医師を地域の医療機関へ派遣。	・地域医療構想調整会議において、より一層の医療機関の役割分担の促進や医療機関間の連携強化に向けた協議を継続。 ・医師確保が特に厳しいへき地等の医療機関に対する医師の派遣数増加を図る。	P5
③医療情報の提供・ネットワーク化	・くまもとメディカルネットワークへの参加を呼びかける広報用チラシ及び動画を用いて周知を実施。 ・R7.4月～10月で19,253人の県民及び23施設が新たに参加。	・県民及び関係施設の参加促進を継続。	P5

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
①	医療機能の適切な分化と連携	—	—	—	※指標の設定なし
②	外来医療に係る医療提供体制の確保	1	1	1	①外来機能報告の報告率
③	医療情報の提供・ネットワーク化	1	0	0	①「くまもとメディカルネットワーク」に参加している県民数

(1) 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
④医療安全対策	・医療安全相談窓口において、269件(R7.11月末時点)の相談等に対応し、必要に応じて医療機関に対して助言、情報提供を実施。	・職員の相談対応の向上を図り、相談者及び医療機関に対して適切な助言、情報提供を実施。	P5
⑤人権に配慮した保健医療	・「菊池恵楓園で学ぶ旅」を3回実施(124人参加見込み)。ハンセン病問題に関するパンフレット作成・配付、啓発フォーラム、パネル展、菊池恵楓園金陽会絵画展、映画上映会等を実施。 ・障がいに関する正しい知識啓発のための出前講座に重点的に取り組み、R6年度の実績(33回)を上回る見通し。	・研修や講演等を通して、ハンセン病問題の正しい理解を深める。 ・障がい者への差別等に関する相談事例が多い分野へ重点的に周知を働きかける等、更なる障がい者差別の解消に向けて取り組む。	P6

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
④	医療安全対策	3	0	0	①医療安全管理者を配置している病院の割合 ②医療安全相談窓口を設置している病院の割合 ③厚生労働省(医療安全支援センター総合支援事業)が実施する研修を受講した相談職員数の割合
⑤	人権に配慮した保健医療	0	1	1	—

(1) 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑥移植医療	・移植医療に関する会議・研修会の開催に加え、専門的・先進的研修に臓器提供に関与する小児科及びICU科医師を派遣。医療機関に院内コーディネーター(113名)を設置し、臓器提供体制を強化。 ・市町村を対象とした骨髄等移植ドナー助成支援事業を実施。 ・市民公開講座、各種キャンペーンや出前講座等を実施。	・院内コーディネーター及びリーダー院内コーディネーターの養成、資質向上に取り組むとともに、医療従事者への啓発及び臓器提供体制構築のための支援等を実施。 ・臓器移植普及月間や街頭キャンペーンのほか、SNSの活用等を含め効果的な広報啓発を実施。	P6
⑦血液の確保	・高校への献血セミナーや献血への協力依頼を実施。ショート動画をSNSで発信したほか、「はたちの献血キャンペーン」等、広報活動を実施。(献血セミナー17校、高校献血36校) ・熊本県合同輸血療法委員会を開催し、県内の医療従事者を対象に講演会を開催。	・高校への献血セミナーの開催及び高校献血の実施を呼びかけるとともに、県内市町村や熊本県赤十字血液センター等の関係団体と連携し、若年層を中心とした周知・啓発を実施。	P6

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑥	移植医療	2	0	0	③臓器移植院内コーディネーター研修の受講率 ④ドナー助成事業を導入している市町村数
⑦	血液の確保	0	0	1	—

施策の柱

2

地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供

(2) 疾病に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
①がん ★	・チラシや、各保健所等によるイベントにおいて、がん検診の受診啓発を実施。 ・医療従事者を対象に、研修会や緩和ケアカンファレンスを開催。 ・県ホームページにて、在宅緩和ケアを行っている医療機関を検索することができる「熊本県緩和ケアマップ」を周知。 ・球磨地域住民のがんに対する意識を高めるため、人吉新聞社と協働し連載企画を掲載。	・市町村や検診機関への研修会開催、その他様々な機会を捉えた啓発によるがん予防、がん検診受診率向上に向けた取組を実施。 ・「がんピアおしゃべり相談室」のピアサポーターの不足や、がんサロンにおける世話人の後継者不足の懸念、ピアサポート活動の場が熊本市内に集中している状況を踏まえ、ピアサポーター養成、ピアサポート活動の更なる充実にに向けた取組を展開。	P7
②脳卒中 ★	・脳卒中急性期拠点医療機関として19施設、回復期医療機関として78施設を位置付け公表(R7.10.15時点)。 ・「自己検脈」や適切な血圧管理、受診の重要性等に関する啓発を実施。 ・県内の病院に脳卒中・心臓病相談支援窓口の設置を促し、相談機能強化や脳卒中ノートの配布・活用を促進。	・脳卒中医療推進検討会議等を通じて脳卒中の医療機能を担う医療機関を整備するとともに、関係機関の連携強化を促進。 ・脳卒中医療推進検討会議等を通じて医療提供体制の強化を推進。 ・医療従事者を対象とした研修会や、県民への普及啓発を実施。	P8

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
①	がん ★	1	2	1	④がん相談支援センターにおける相談件数
②	脳卒中 ★	0	0	2	—

施策の柱

2

地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供

(2) 疾病に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
③心筋梗塞等の心血管疾患 ★	- 急性期拠点病院として18施設、回復期医療機関として54施設を位置付け公表。(R7.11.11時点) 「自己検脈」や受診の重要性等に関する啓発を実施。 - 県内の病院に脳卒中・心臓病相談支援窓口の設置を促し、相談機能強化や心臓病ノートの配布・活用を促進。	- 心筋梗塞等の心血管疾患医療推進検討会議等を通じ心筋梗塞等の心血管疾患の医療機能を担う医療機関を整備するとともに、関係機関の連携強化を促進。 - 医療従事者を対象とした研修会や、県民への普及啓発を実施。	P8
④糖尿病 ★	- 糖尿病対策推進会議と連携し、世界糖尿病デーにおいてウォーキングイベント及びブース設置による啓発を実施。 - 二次保健医療圏ごとにR7年3月に改訂した「熊本県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の普及に取り組み、医療機関と保険者が連携して、適切な治療や保健指導に取り組める体制を整備。 - 熊本大学病院にコーディネータ(医師1名)を配置し、糖尿病専門医等の人材育成を支援。	- 二次保健医療圏域ごとに糖尿病性腎症重症化予防プログラムを推進。 - 熊本県糖尿病地域連携パス(DM熊友パス)やくまもとメディカルネットワークの活用を推進し、関係機関や医療機関同士のさらなる連携強化を促進。	P9

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
③	心筋梗塞等の心血管疾患 ★	2	1	1	①虚血性心疾患の年齢調整死亡率(人口10万対) ④外来心大血管疾患リハビリテーション実施件数(SCR)
④	糖尿病 ★	1	5	2	⑤糖尿病性腎症に対する新規人工透析導入患者数

施策の柱

2

地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供

(2) 疾病に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑤精神疾患 ★	・圏域ごと及び県全体での保健・医療・福祉関係者の協議の場を活用し、地域課題の共有、体制整備を実施。 ・県立こころの医療センターをはじめ、県内の民間病院を含めた児童・思春期精神疾患の医療提供体制を整備し、児童・思春期精神疾患の医療提供体制を強化。 ・精神保健福祉センターに依存症専門相談員を配置し、依存症に関する相談体制を充実。 ・熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画をR7年度中に改定予定。 ・「第3期熊本県自殺対策推進計画」に基づき、相談窓口の周知等の普及啓発や人材養成事業等を実施。こども・若者自殺危機対応チームをR7年度から始動。 (R6年自殺者数262人(前年比-18人)) ・入院者訪問支援員を養成。	・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムが構築できるよう、圏域間の情報共有の場を設け、更に県全体の協議の場で、地域課題の検討を実施。また、国や県のアドバイザーの助言を受けながら、体制整備を推進。 ・県立こころの医療センター診療医師の確保及び、国の「児童・思春期精神保健研修」を活用した児童・思春期精神科医療の専門医の育成。 ・次期ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、関係機関の連携のもと依存症対策の取組を推進。 ・こども・若者の自殺者数の高止まりの傾向に歯止めをかけられるよう取り組む。 ・精神科病院への入院者訪問支援員の派遣を推進。	P10

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑤	精神疾患 ★	8	0	0	①入院後3か月時点の退院率 ②入院後6か月時点の退院率 ③入院後1年時点の退院率 ④慢性期入院者数(65歳以上) ⑤慢性期入院者数(65歳未満) ⑥退院後1年以内の地域での平均生活日数 ⑦かかりつけ医等の心の健康対応力向上研修の受講者数 ⑧自殺死亡率(人口10万対)

(2) 疾病に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑥認知症	- 認知症疾患医療センターによる事例検討会を通して関係機関の連携を強化。 - 医師、歯科医師、薬剤師等の医療職及び介護の専門職等に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基礎知識や関係機関との連携の重要性等の知識を習得する研修を実施。 - 早期発見・診断・対応を促進するため認知症初期集中支援チームを対象とした研修を実施。	- 事例検討会や研修を実施し、医療・介護の専門職の連携強化を促進。 - R6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されたことを受け、保健医療福祉の専門職に対し認知症の人への理解を更に促進していくことが求められているため、引き続き各種専門職に対して認知症対応力向上に向けて研修を実施。 - 認知症初期集中支援チームの活動を支援するための研修を継続。	P10

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑥	認知症	5	0	0	①認知症疾患医療センターの外来新患数(実数)及び相談件数 ②認知症サポート医養成研修修了者数(累計) ③認知症初期集中支援チームの年間訪問実人数 ④かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数(累計) ⑤市町村の若年性認知症に関する相談窓口設置数

施策の柱

2

地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供

(2) 疾病に応じた保健医療施策の推進

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑦ 難病	・難病医療連絡協議会を開催し、連携拠点病院、分野別拠点病院、協力病院等と課題等を共有。 ・難病相談支援センターによる就労支援ネットワーク会議において、難病患者就労相談支援シートの活用状況を検討。 ・保健所ごとに設置の地域難病対策協議会において関係機関と情報交換を実施。 ・保健所を通じて災害対策基本法に基づく情報提供を行うことで、避難行動要支援者名簿を作成する市町村への支援を実施。	・難病診療連携コーディネーター等の成り手がいないことが課題であり、医療提供体制の充実に向けた見直しを検討。 ・難病相談支援センターにおいて、難病患者、家族、支援者の相談支援を継続するとともに、難病患者の就労環境の整備を促進。令和10年度に開催予定の就労支援啓発セミナーに向けて、研修対象を支援機関、患者と段階的に設定して啓発セミナーを企画。 ・保健所を通じ、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成する市町村に対する情報提供等の支援を継続。	P11
⑧ アレルギー疾患	・アレルギー疾患医療連絡協議会を開催し、情報共有等を実施。 ・市町村保健師等を対象としたスキンケア研修会を開催。	・アレルギー疾患医療連絡協議会において、拠点病院等を中心とした医療提供体制を充実。 ・保健師等を対象にした資質向上に向けた研修会を開催。	P11

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑦	難病	1	1	0	①指定医療機関の指定数
⑧	アレルギー疾患	0	1	1	—

(3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
①在宅医療 ★	・在宅医療サポートセンター(1箇所)や地域在宅医療サポートセンター(18箇所)が行う在宅医療の充実や人材育成、住民への普及啓発に係る取組を支援。 ・訪問看護総合支援センターが行う訪問看護ステーションの経営強化や人材確保、質の向上に係る取組を支援。 ・各圏域で在宅医療連携体制検討地域会議を開催し、地域課題やその対応策等を検討。 ・公開講座や啓発動画等を通じた情報提供を実施。 ・在宅医療を行う医療機関等を登録し、在宅医療ステッカーを掲示することで県民へ周知。	・県在宅医療サポートセンターと連携し、「意思決定支援教育プログラム(E-FIELD Home)」による人材育成等を推進。 ・各地域在宅医療サポートセンター連絡会の開催等により、各サポートセンターの運営支援及び質の高い在宅医療提供体制の構築。 ・在宅医療サポートセンターや在宅医療連合会等と連携しながら、医療・介護専門職や高齢層に限らず、若年層や壮年層も広く対象としたACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発等を実施。	P12

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
①	在宅医療 ★	5	2	1	④訪問診療を受けた患者数(推計値) ⑤24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 ⑥看取り加算を算定した医療機関数 ⑧在宅訪問に参画している薬局の割合 ⑨24時間対応可能な薬局数

(3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
②救急医療 ★	・休日夜間急患センター、準夜間急患センター、在宅当番医制(10圏域)を整備。 ・救急告示病院の認定や病院群輪番制病院に対し、施設・設備の整備を支援。 ・ヘリ救急搬送運航調整委員会症例検討部会等を開催し、ヘリ運航について協議。また、ドクターヘリ運航に係る経費を支援。《R7年度搬送実績：318件(4～9月)》 ・救急安心センター事業(#7119)を24時間体制に拡充し、広報誌や報道機関を通して周知するとともに、救急車の適正利用について啓発を実施。	・救急医療専門部会等を通じ、救急告示病院等の認定や関係機関の連携強化を促進。 ・病院群輪番制病院等の施設・設備の整備を支援。 ・救急・災害医療提供体制検討委員会等を通じ、二次・三次救急医療機関間の連携強化を促進。 ・ヘリ救急搬送運航調整委員会症例検討部会の開催などを通じ、関係機関の連携強化を促進。 ・救急車の適正利用について引き続き県民への啓発を実施。	P13

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
②	救急医療 ★	0	0	2	—

(3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
③災害医療 ★	・災害医療コーディネート研修を実施(参加者数14名)。 ・各保健所におけるEMIS操作研修や衛星電話伝達訓練を実施。 ・熊本空港SCU運用マニュアル策定に向けてSCU展開訓練を実施。 ・BCP策定促進のための研修会を実施(19病院参加)。 ・災害拠点病院の機能強化(施設整備や医療機器・緊急車両の購入)を支援予定(4施設)。 ・DPAT先遣隊研修等の受講支援、県主催研修を実施。(熊本DPAT登録数:20チームR7.9月末現在) ・災害時の初動医療に必要となる医薬品等について、98品目・約4,000人分を県内4箇所に分散して備蓄。県薬剤師会と連携し4回の研修会を実施。 ・災害薬事コーディネーター養成研修を実施。	・災害医療コーディネート研修等を通じ、県全体及び地域の災害医療コーディネート体制を強化。 ・災害対応訓練等を継続実施。 ・BCP未策定病院を対象とした研修会を開催。 ・国庫補助制度を活用し、災害拠点病院の機能強化を支援。 ・DPAT先遣隊研修等の受講支援や県主催研修を継続実施。 ・備蓄医薬品の適正管理等の事業を継続実施。 ・災害薬事コーディネーター養成研修を継続実施。	P13

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
③	災害医療 ★	3	1	2	②DMATのチーム数 ③被災した状況を想定した災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合 ④病院における業務継続計画の策定率

施策の柱

2

地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供

(3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
④新興感染症発生・まん延時における医療 ★	・病院・診療所・薬局・訪問看護事業所と医療措置協定を締結。流行初期の病床確保数は591床(R7.12.1時点)。 ・後方支援医療機関182機関(R7.12.1時点)と医療措置協定を締結。 ・自宅療養者への医療提供を行う医療機関(病院・薬局・訪問看護事業所)1,246機関(R7.12.1時点)と医療措置協定を締結。	・流行初期以降の病床数確保に向けて、医療機関等への協定締結の働きかけを継続実施。 ・感染症対策連携協議会等において平時から連携を強化し、各機関の役割分担や具体的な運用について協議を実施。	P14
⑤へき地の医療 ★	・へき地医療機関等への運営費(17医療機関)、及び設備整備費(9医療機関)に対して助成。 ・へき地医療拠点病院や社会医療法人からへき地医療機関への医師派遣調整(マッチング)を行い、13医療機関において医師を確保。	・へき地医療機関等への支援を継続。 ・派遣先・派遣元との医師派遣調整(マッチング)を行い、医療従事者の確保を推進。	P15

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
④	新興感染症発生・まん延時における医療 ★	4	2	0	②発熱外来医療機関数 ⑤後方支援医療機関数 ⑥自宅等療養者への医療提供を行う医療機関数 ⑦高齢者施設等への医療提供を行う医療機関数
⑤	へき地の医療 ★	0	3	0	—

(3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑥周産期医療 ★	・早産予防対策事業を全市町村で実施。 ・県内のNICU病床数54床を維持(R7. 3.31時点)。 ・周産期母子医療センター及び地域周産期中核病院等に配備している、搬送に係る連絡調整用スマートフォン(ホットライン)に、機能強化(グループコミュニケーション、画像共有等)のためのアプリを導入。 ・周産期母子医療センターにおいて、くまもとメディカルネットワークを活用した遠隔地の妊婦のモニタリング事業を実施。また、八代地域への取組拡大に向けて産科診療所等に働きかけを実施。 ・災害時小児周産期リエゾン養成及び協定締結。(計22人:産婦人科医8人、小児科医14人)	・周産期ホットラインの機能強化や妊婦モニタリングの対象地域の拡大により、周産期医療体制を強化。 ・周産期医療協議会等を開催し、周産期医療に係る課題解決に向けた取組を継続。 ・災害時小児周産期リエゾンについて、保健医療調整部門等訓練等への参加を通して、関係機関との連携を推進。	P16

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑥	周産期医療 ★	6	0	2	①低出生体重児出生率 ③妊産婦死亡数 ④周産期死亡率 ⑥小児在宅医療支援センターが連携した市町村数 ⑦産後ケア事業の利用率 ⑧熊本県災害時小児周産期リエゾンの養成数

(3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

★は5疾病6事業及び在宅医療

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑦小児医療 ★ (小児救急医療を含む)	・小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院の運営を支援し、重篤な小児救急患者等の24時間受入体制を確保。 ・子ども医療電話相談(＃8000)を実施するとともに、ポスター掲示、テレビ、ラジオなどにより、電話相談をはじめとする小児・救急医療に関する広報を実施。 ・児童虐待の未然防止・早期発見を図るため、児童虐待防止医療ネットワーク事業を実施。拠点医療機関(熊本赤十字病院)が、児童虐待専門コーディネーターを配置するのに必要な費用を助成。 ・地域の医療機関等を対象とした児童虐待対応向上のためのWEB研修会を実施。	・小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院の運営を支援し、重篤な小児救急患者等の24時間受入体制を確保。 ・子ども医療電話相談を継続するとともに、県民へ更なる周知を実施。 ・児童虐待防止医療ネットワーク事業の継続実施。	P17

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑦	小児医療 ★ (小児救急医療を含む)	5	0	1	①乳児死亡率 ③小児(15歳未満)の死亡率 ④子ども医療電話相談の相談件数 ⑤小児在宅医療支援センターが連携した市町村数(再掲) ⑧熊本県災害時小児周産期リエゾンの養成数(再掲)

(3)特定の課題に応じた保健医療施策の推進

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑧歯科保健医療	・フッ化物塗布やフッ化物洗口に取り組む市町村への支援を行い、子どものむし歯予防対策を推進。 ・学校の健康教育担当者を対象とした研修会開催。 ・フッ化物洗口に係る状況等について把握し、組織的な実施となるよう各市町村の健康福祉部局等へ情報提供を実施。 ・歯科医療従事者を対象に、障がい特性等の理解促進のための研修を実施予定。 ・障がい児(者)入所施設職員や保護者を対象に口腔ケア研修を実施予定。 ・訪問歯科診療に必要な器材整備の補助や在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療に係る研修等の取組を支援。 ・がんや糖尿病における医科歯科連携体制の充実強化を図るための協議会や研修会を実施。	・幼児期のむし歯予防に向けた取組を継続し、子どものむし歯が多い圏域や市町村への支援を継続。 ・学校関係者への歯科保健活動に関する情報提供と併せて、研修会等での啓発を継続。 ・フッ化物洗口の実施において、市町村等へ働きかけを行い、各学校に対しても組織的な実施が継続できるよう支援。 ・障がい児(者)への歯科保健医療の提供の充実のため研修会等を継続。 ・関係機関・団体と連携し協議会やがん、糖尿病等の医科歯科連携に携わる人材育成を継続。	P18

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑧	歯科保健医療	3	2	1	①むし歯のない幼児(3歳児)の割合 ④障がい児(者)のむし歯予防や口腔清掃等の知識・技術を習得した職員を有する入所施設の割合 ⑥訪問歯科診療を受けた患者数(実人数)

(3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑨母子保健	- 産後ケア関係者を対象に、周産期メンタルヘルスやグリーフケアに関する研修会を実施。 - 早産予防対策事業を全市町村で実施。 - 母子健康手帳交付時に禁煙や歯周病予防のリーフレットを作成・配布し、早産予防に関する理解を促進。 - 高校生を対象に思春期保健教育講演会を開催(27校)し、性や生、ライフデザインに関する正確な知識の普及啓発を実施。	- 低出生体重児は全国平均より低いですが、極低出生体重児は全国平均よりも高くなっているため、今後も、市町村が実施する早産予防対策に対して支援を実施。 - 高校生のみでなく、幅広い世代に向けた性や生、ライフデザインに関する知識の普及啓発ができるように、SNSを活用した普及啓発や相談体制の充実を図る。	P19

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑨	母子保健	2	0	3	①低出生体重児出生率 ⑤産後ケア事業の利用率

(3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑩高齢者保健医療福祉 (介護保険含む)	・地域リハビリテーション広域支援センター(17か所設置)等による市町村支援体制の整備を行うとともに、地域づくりによる介護予防事業に取り組む市町村支援を実施。 ・老朽化した介護保険施設や養護老人ホームの改築を支援し安全性を高めるとともに、入所者の生活環境の向上を推進。(R7年度特別養護老人ホーム158床個室ユニット化予定)。 ・高齢者施設等における非常用自家発電設備や給水設備、垂直避難用エレベーター、スロープ等の設置など、様々な災害を想定した防災・減災対策を推進(R7年度9箇所予定)。	・地域リハビリテーション体制整備の充実、高齢者の自立支援対策を講じるとともに、通いの場の拡充等、地域づくりによる介護予防に取り組む市町村の支援を継続。 ・地域の実情を踏まえて、必要な施設・居住系サービス等の整備への支援を継続。 ・高齢者施設等における平時からの防災対策、感染防止対策を強化するとともに、災害や感染が発生した場合にも必要なサービスの提供が継続できる体制の構築を推進。	P19

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑩	高齢者保健医療福祉 (介護保険含む)	0	0	1	—

(3) 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑪障がい保健医療福祉	・発達障がい医療センター事業により、八代圏域において熊本労災病院発達相談外来を開設し、医師と心理士を派遣。また、医療関係者等を対象とした症例検討会や講演会を実施予定。 ・地域の小児科医、精神科医等を対象に、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修等を実施予定。 ・医療的ケア児等支援検討協議会を開催(年1回)し、関係者や関係団体が医療的ケア児に関する情報共有や連携を図る取組を実施。 ・医療的ケア児支援センターに統括コーディネーターを配置し、市町村での地域支援体制づくりを支援。 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施。 ・NICUでのケアから在宅生活に移る医療的ケア児のうち、常時人工呼吸器を装着しているこどもへ非常用電源装置を貸与する取組を開始。	・身近な地域で発達障がいに対応できる医療体制の整備に向け、診断可能な医療機関が不足している圏域を中心に、地域の医師に対する実践的な研修等により、発達障がいに対応できる医師の養成等の支援を強化。 ・医療的ケア児等支援検討協議会において各圏域の課題等の状況把握及び、関係機関の連携強化を促進し、支援体制を強化。 ・医療的ケア児等コーディネーターや支援者を養成し、地域支援体制を更に充実。	P19

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑪	障がい保健医療福祉	2	0	0	①かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修の受講者数 ②医療的ケア児等コーディネーター配置市町村数

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
①医師	・新たに4人が総合診療専門研修プログラムを開始。 ・自治医科大学卒業医師、医師修学資金貸与医師、地域医療連携ネットワーク構築支援事業により、地域の実情を踏まえ、合わせて81人の医師を地域の医療機関へ派遣。 ・14基幹型臨床研修病院で臨床研修合同説明会等を通じた臨床研修医の確保に取り組んだ結果、マッチング率が82.8%まで上昇(R6年度から+6.5%)。 ・産科医師等に支給される分娩手当及びNICU担当医に支給される新生児担当医手当の一部を助成。 ・小児在宅医療支援センターによる研修医向けのハンズオンセミナー等に係る費用を助成し、小児在宅医療関係者の人材確保や関係機関の連携強化を促進。	・更なる総合診療専門医の養成を図るため、総合診療に関する情報発信の強化や総合診療マインドの醸成への取組を展開。 ・医師確保が特に厳しいへき地等の医療機関に対する医師の派遣数増加を図る。 ・県内の基幹型臨床研修病院の魅力発信等に取り組み、マッチング率を向上させ、県内就業を促進。 ・熊本大学と連携し、県内における産科医師等の育成や県外からのリクルート等を強化。	P20

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
①	医師	4	0	0	①自治医科大学卒業医師、医師修学資金貸与医師及びネットワーク推進医の地域の医療機関への配置人数 ②医師少数区域経験認定医師数(累計) ③初期臨床研修医のマッチング率 ④県内の産婦人科専門研修プログラム専攻医師数(累計)

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
②歯科医師	・無歯科医地区や歯科医師偏在対応のための、医療提供体制に関する調査や取組の方向性を検討。 ・障がい児(者)の特性に応じた治療についての研修を実施し、研修修了者を登録歯科医師として登録。 ・がん診療連携登録歯科医師研修会、糖尿病・歯周病に係る医療連携推進研修会等により、医科歯科連携に従事する歯科医師を育成。 ・在宅歯科医療連携室における訪問歯科診療に関する相談や調整への対応、高度な知識・技術を持った歯科医療人材の育成や介護関係団体との連携強化のための各種研修の開催を支援。	・災害時や無歯科医地区等における歯科医療提供体制に係る調査・分析等を行い、歯科医師の確保に向けた取組を推進。 ・県歯科医師会等関係機関と連携した歯科医師の確保・人材育成の取組を継続。 ・障がい児(者)の特性に応じた治療についての研修を継続実施。 ・がん、糖尿病対策等における医科歯科連携のための研修会を継続実施。 ・在宅歯科医療の推進に向け、在宅歯科医療連携室における人材育成等の取組を継続。	P20

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
②	歯科医師	0	0	0	—

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
③薬剤師	・薬剤師確保対策検討会を設置し、薬剤師確保に係る課題の整理及び今後の取組等について協議。 ・薬剤師に興味を持つ児童等が増えるよう、小学生向け薬剤師1日体験教室に協力し、将来の裾野を広げるための具体的な取組を実施。 ・県薬剤師会と連携し、研修認定薬剤師の養成に取り組むとともに、各種研修会を実施し、在宅医療の現場等で薬学的管理を提供できる人材を育成。	・関係機関と連携し、薬学生等に対する啓発活動等を強化するとともに県内へ就業する薬剤師の確保策に取り組む。 ・県薬剤師会と連携し、かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を養成。 ・地域包括ケアシステムの充実に資するよう、薬剤師の知識・技術の向上を支援。	P20
④保健師・助産師・看護師・准看護師	・SNSを活用した看護職員確保対策を実施。 ・新任期の看護職員の教育や離職防止等に向けた新人看護職員研修、責任者等研修を実施(99名受講)。 ・看護職員を地域に呼びこむ「くまもっと活躍ナース」制度の利用促進に向けた意見交換会を実施。 ・特定行為研修等を受講させる医療機関等に対して研修受講費や代替職員の人件費等を補助(13医療機関等、37名の受講者を支援)。 ・災害支援ナース養成研修修了者が所属する医療機関等と「熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定」を締結(56施設)。	・県看護協会等関係機関と連携した取組を継続するとともに、高校生や潜在看護職員等対象別のSNSを活用した看護職確保を実施。 ・「くまもっと活躍ナース」制度を引き続き県内外に周知し、UIJターンの促進を図る。 ・専門看護師や特定行為研修修了者の増加、キャリア育成を推進。 ・県看護協会と連携し、災害支援ナースの養成及び「熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定」の締結を更に推進。	P21

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
③	薬剤師	2	0	0	①県内に勤務する薬剤師数 ②資質向上研修会(健康サポート薬局に係る研修等)の参加者数
④	保健師・助産師・看護師・准看護師	5	0	3	④プラチナナースの従事者数 ⑤24時間対応をとっている訪問看護ステーション数 ⑨特定行為研修受講者数 ⑩特定行為指定研修機関数 ⑪災害支援ナースの登録者数

施策の柱

3 地域の保健医療を支える人材の確保・育成

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑤管理栄養士・栄養士	・管理栄養士・栄養士の配置状況を栄養管理状況報告書等で把握し、未配置施設に対しての指導等を実施。 ・各保健所栄養指導員による施設指導や研修会を開催。	・施設利用者の栄養管理の充実のため、栄養管理状況報告書等で施設の実態を把握し、必要な指導・支援を実施。	P22
⑥歯科衛生士・歯科技工士	・イベント等において歯科衛生士業務を紹介。また、歯科衛生士の離職防止を目的とした雇用者研修、復職研修等の取組を支援。 ・市町村の歯科保健事業に携わる歯科衛生士の人材育成のための研修会を実施。 ・介護予防事業等における口腔機能向上に向けた歯科衛生士育成のための研修会費用を助成。	・歯科医師会等関係機関と連携した、歯科衛生士の確保・人材育成の取組を展開。 ・歯科保健事業に従事する歯科衛生士の人材育成及び資質向上を推進。 ・介護予防事業等、地域で活躍できる歯科衛生士の育成を推進。	P22

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
⑤	管理栄養士・栄養士	2	0	0	①市町村管理栄養士・栄養士の配置 ②特定給食施設の管理栄養士・栄養士配置率(学校・病院・介護老人保健施設、介護医療院を除く)
⑥	歯科衛生士・歯科技工士	0	0	1	—

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
⑦その他の保健医療従事者	・リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士ほか）を対象とした、介護予防の現場等において、高齢者の自立支援や地域課題の解決に向けた技術的支援ができる人材育成のための研修会費用を助成。	・各専門職の資質向上と多職種間連携を推進するための支援を継続。	—
⑧介護・福祉従事者	・福祉人材・研修センターと連携し、福祉人材無料職業紹介、出前講座、職場体験、合同就職面談会（R7.6.30実施、参加者数180名）を実施。 ・介護現場における業務効率化や介護テクノロジー導入等の取組をワンストップで支援する相談窓口「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」を開設（R7.4月）。相談対応や伴走支援、介護テクノロジーの展示・試用貸出、好事例の横展開等により、介護現場の取組を推進。	・介護人材不足は依然として深刻な状況であるため、関係団体等と連携して、介護職員の確保に向けた取組を継続。 ・サポートセンターによる支援や介護ロボット・ICTの導入支援を通じて、介護現場の生産性向上の取組を推進。	—

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考（前進した指標）
⑦	その他の保健医療従事者	—	—	—	※指標の設定なし
⑧	介護・福祉従事者	—	—	—	※指標の設定なし

(1) 健康危機管理に関する体制

令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
・九州・山口各県健康危機管理連携会議により、連携体制の確認、健康危機管理に係る課題の共有等を実施。 ・健康危機発生に備えて、FEITや保健所職員を対象とした研修会を実施。 ・九州・山口各県との健康危機管理に関する情報伝達訓練や、健康危機に係る保健所合同訓練を実施予定。 ・災害発生時の対応能力の向上のため、DHEAT研修等に職員を派遣。	・会議開催や緊急連絡網を整備し、本庁や各地域における関係機関との連携、国や九州・山口各県との広域連携体制を常に確保することで、健康危機の発生に備える。 ・健康危機発生時の対応力の向上のため、各種マニュアル等の充実、専門研修の開催、外部研修への職員派遣、訓練等を実施。	P23

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
(1)	健康危機管理に関する体制	2	2	0	③広域的な連携体制確保のための訓練の実施回数 ④地域の連携体制確保のための訓練・研修の実施圏域数

(2) 感染症への対策

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
①感染症対策の推進	・感染症の発生動向について、定期的(週報)に報道資料として提供。 ・食中毒や感染症が発生時、必要に応じて、県SNSによる注意喚起を実施。 ・熊本大学病院に「感染症対応実践学寄附講座」を設置し、感染症専門医を育成。(R7.4月時点:9人育成中)	・熊本県感染症情報(週報)等を活用し、県民への注意喚起を継続。 ・特に注意が必要な感染症については、医療機関等に対して、その発生動向や留意点等を周知。 ・感染症専門医の増加に向け、「感染症対応実践学寄附講座」の取組を継続。	P23
②結核	・R6年における接触者健診が必要な対象者1,189人に対し健診勧告を行い、1,188人が受診(受診率99.9%)し、感染者の早期発見を推進。 ・治療が必要な結核患者又は感染者に対し、直接服薬確認(DOTS)を行い(実施率98.3%)、その69.0%の方が治療を完遂。	・接触者健診の未受診者に対し、健診の重要性を丁寧に説明することで受診を促し、未受診者を減少を図る。 ・患者が確実に服薬し、治癒できるように、保健所を中心に、医療機関や薬局、市町村等の関係者と連携しながら、高いDOTS実施率を維持。	P24

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
①	感染症対策の推進	2	0	0	①一・二・三・四類感染症の発生届出数 ②感染症専門医の人数
②	結核	3	0	1	①結核の罹患率(人口10万対) ③接触者健診の受診率 ④全結核患者及び潜在性結核感染症の者に対するDOTS実施率

施策の柱

4

地域における健康危機への対応

(2) 感染症への対策

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
③エイズ・性感染症・肝炎	・検査機会充実のため、保健所・医療機関での検査に郵送検査を追加したほか、SNS広告や県HP等を活用した普及啓発を実施。 ・HIV/エイズ患者の心理的支援を行うため、エイズカウンセラーを派遣(56回)。 ・肝炎対策協議会を開催し、肝疾患コーディネーターの活用や肝炎ウイルス検査について協議。肝疾患連携拠点病院等連絡協議会に参加し、関係医療機関と情報を共有するなど、肝炎医療連携体制を強化。	・県民の検査機会を確保し、様々な広報媒体で正しい知識や検査・相談体制についての普及啓発を実施。 ・エイズカウンセラーの派遣回数を確保するとともに、HIV/エイズ患者に必要な医療体制を整備。 ・肝炎対策協議会等を通じて、医療機関間の連携を強化するとともに、肝疾患コーディネーターを養成し、多方面での活用を促進。	P24

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
③	エイズ・性感染症・肝炎	5	0	0	①HIV感染新規報告件数に占めるエイズ患者の割合 ②保健所におけるHIV抗体検査数 ③梅毒の新規報告件数の前年比増加率 ④肝がんの年齢調整罹患率(人口10万対) ⑤肝疾患コーディネーター数

(3)食品、医薬品等の安全対策

項目	令和7年度の主な取組・成果	今後の課題・方向性	資料3
①食中毒・食品安全	・食品事業者による自主的な衛生管理の向上のため、監視指導時にHACCPに沿った衛生管理を行っているかを確認し、HACCP導入及び継続の支援を実施。 ・HACCPの考え方を取り入れた衛生講習会を実施。	・HACCPに沿った衛生管理の実施及びその定着のために、施設に応じた助言等の支援を継続。	P25
②医薬品等の安全対策	・薬業団体連合会と連携し、薬と健康の週間、県民公開講座を通して、かかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる利点、医薬品の安全使用や適正使用等の医薬品に関する正しい知識について普及・啓発活動を実施。 ・不正大麻・けし撲滅運動(4月～5月)、ダメ。ゼッタイ。普及運動(通年)、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(10月～11月)等を通じ、県民に対し、薬物乱用防止に関する啓発活動を実施。	・関係機関と連携し、薬と健康の週間等を通してかかりつけ薬剤師・薬局や医薬品に関する正しい知識の普及・啓発を実施。 ・薬物乱用防止に係る各種啓発活動を継続。 ・各学校で実施する薬物乱用防止教室について、関係機関の協力を得て、継続実施。	P25

項目		前進 ↗	横ばい ⇒	後退 ↘	参考(前進した指標)
①	食中毒・食品安全	0	0	1	—
②	医薬品等の安全対策	0	1	0	—